

滋賀県技能者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広く一般社会に技能尊重の気風を浸透させ、技能者の地位向上および技能水準の向上を図るため、滋賀県内の優秀な技能者を表彰することに関し、必要なことを定めるものとする。

(表彰者および被表彰者)

第2条 表彰は、知事が次の各号の全部または一部に該当する者について行うものとする。

- (1) 優秀な技能を有する者
- (2) 現に、別表「職業部門、職業分類及び職種」に従事している者
- (3) 技能を通じて労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与した者
- (4) 特に職業訓練業務に功績のあった者
- (5) 他の技能者の模範と認められる者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、毎年1回表彰状を授与して行うものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、知事が決定する。

2 知事は、前項により決定を行うにあたっては、これを公正かつ適切に行うため、有識者等の意見を聴くものとする。

(細目)

第5条 この要綱の実施に関し、必要な細目は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和44年10月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行する。